

# 「大仙市子ども会活動支援事業費補助金」実施要項

## 1 主旨

この事業は、地域社会における健全な児童の育成を目的とした大仙市の子ども会の育成事業に対して、大仙市子ども会育成連合会が補助する事業である。

## 2 申請方法

- (1) 単位子ども会で実施計画を立てる。(複数の子どもの会の合同事業計画でもよい。)
- (2) 補助金の交付を受けたい子ども会は、申請期間内に生涯学習課もしくは最寄りの公民館(大曲地域は生涯学習課)へ申請する。(終了した事業は対象外)

## 3 申請時提出書類

- (1) 「子ども会事業」実施計画書(様式1)
- (2) 子ども会加入者名簿(全国子ども会安全共済会の加入申込書も可)

## 4 申請期間

5月1日から7月31日

## 5 事業完了報告書の提出

申請をした単位子ども会は、事業終了後2カ月以内かつ当該年度末までに次の書類を提出する。

- (1) 事業完了報告書(様式2)
- (2) かかった経費の領収書等(コピー可)

## 6 決定通知

- (1) 申請単位子ども会からの申請に対して、会長、副会長及び事務局で審査する。
- (2) 事業完了報告書の内容を確認し交付決定をする。
- (3) 申請者に対し決定通知をし、補助金を交付する。

## 7 事業補助金額

補助金額は予算の範囲内において次のとおりとする。(千円未満切り捨て)

事業費(補助対象外経費を除く)×1/2 ※上限2万円

## 8 補助対象外経費

飲食代、遊戯施設利用料は補助の対象としない。

## 9 留意事項

- (1) 秋田県子ども会育成連合会の「子ども会夢活動」支援事業との併用はできない。
- (2) 令和7年度新設補助事業のため1年間は経過措置とし検証事業とする。